平成２８年（フ）第４０４号
北九州市戸畑区東大谷１丁目12番12号
債務者　田中　宏治
1　決定年月日時　平成28年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第４０５号
北九州市戸畑区東大谷１丁目12番12号
債務者　田中真由美
1　決定年月日時　平成28年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第４７６号
北九州市小倉南区西貫１丁目４番25号
債務者　原野　由理
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第５１５号
北九州市小倉北区大畠３丁目７番15号（レオパレスコモト大畠106号）
債務者　竹永　　晃
1　決定年月日時　平成28年９月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第５２６号
北九州市八幡東区春の町４丁目７番16―302号
債務者　金子　亮介
1　決定年月日時　平成28年９月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第５６号
北海道北見市中央三輪８丁目６番地８、前住所北海道富良野市新光町１番21号　ベルメゾン富良野103号室
債務者　北谷　とみ
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２８年（フ）第４２号
岩手県奥州市水沢区字桜屋敷502番地
債務者　後藤　文雄
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２８年（フ）第８３３号
さいたま市南区白幡４丁目13番24号　２―714
債務者　大間　明美
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第８６４号
さいたま市岩槻区愛宕町９番21号　カメリアガーデンＡ２、旧住所千葉県八千代市勝田831番地６
債務者　久我　宣緒
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第８７１号
さいたま市見沼区春野１丁目４番４―502号
債務者　星　久美子（旧姓菅原）
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第９２６号
埼玉県久喜市下早見165番地３
債務者　小田　稔和
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第９４８号
埼玉県白岡市西２丁目11番　白岡つつじヶ丘団地３―102
債務者　日高さおり
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第９６０号
埼玉県川口市東川口５丁目１番16―503号　ダイアパレス東川口Ⅰ
債務者　酒井久美子
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１０１４号
埼玉県和光市下新倉３丁目11番44号　ベルメゾンヨシダ203
債務者　追久保　隼
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１０３６号
埼玉県新座市片山１丁目６番13号
債務者　望月　弘晃
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１０５２号
埼玉県川口市大字西立野1111番地の３　テラスサラＡ　203号、旧住所埼玉県川口市安行出羽１丁目12番14号　フランブリーズ101号
債務者　関澤麻里子
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１０７０号
埼玉県川口市大字伊刈178番地の４
債務者　小平　昌彦
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係